

令和 7 年度

長崎市一般会計・特別会計決算
及び基金運用審査意見書

長 監 第 34 号
令和8年8月27日

長崎市長 鈴木 史 朗 様

長崎市監査委員	小 田 徹
同	三 谷 利 博
同	永 尾 春 文
同	山 崎 猛

令和7年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び
令和7年度長崎市基金運用審査意見について

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和7年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和7年度長崎市基金運用審査を行ったので、その意見書を提出します。

令和 7 年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の対象

令和 7 年度長崎市一般会計・特別会計歳入歳出決算

長崎市一般会計歳入歳出決算

長崎市観光施設事業特別会計歳入歳出決算

長崎市国民健康保険事業特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算

長崎市土地取得特別会計歳入歳出決算

長崎市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

長崎市駐車場事業特別会計歳入歳出決算

長崎市財産区特別会計歳入歳出決算

長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

長崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

長崎市診療所事業特別会計歳入歳出決算

長崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 31 日から同年 8 月 27 日まで

第 3 審査の方法

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により送付を受けた各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に適合し、かつ、計数が正確であるかを関係帳票等と照合し、計数の検証を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。また、予算執行の状況について審査し、あわせて各種の資料を作成して財政状況を分析した。

第 4 審査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき審査を行った。

その結果、審査に付された各会計の決算及びその他政令で定める書類は、定められた様式に準拠して作成され、計数は関係帳票等と符合し正確であり、当年度の決算を適正に表示しているものと認めた。

また、予算の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認めた。

審査の概要及び意見は、次に述べるとおりである。

決算の概要

(総計決算)

一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入が3,599億8,924万円で前年度に比べ82億3,970万円の増、歳出が3,542億3,375万円で前年度に比べ75億3,957万円の増となっており、歳入から歳出を差し引いた形式収支は57億5,550万円の黒字で、この形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支も29億623万円の黒字となっている。

このうち、一般会計の決算額は、歳入が2,498億3,113万円、歳出が2,460億6,125万円となっており、形式収支は37億6,988万円、実質収支は10億1,073万円の黒字となっている。

しかしながら、単年度収支は1億2,757万円の赤字、実質単年度収支は28億4,498万円の赤字となっている。

特別会計の決算額は、歳入が1,101億5,811万円、歳出が1,081億7,250万円となっており、形式収支は19億8,561万円、実質収支も18億9,550万円の黒字となっている。

(市債及び基金)

当年度の一般会計と特別会計を合わせた市債残高は、2,622億5,973万円となっており、市債の元金償還額250億3,225万円が借入額214億6,800万円を上回ったため、前年度に比べ35億6,425万円(1.3%)減少している。

当年度の一般会計と特別会計を合わせた基金残高は、578億9,693万円となっており、前年度に比べ14億7,748万円(2.6%)増加している。これは、主に九州新幹線西九州ルート農業用渇水対策施設維持管理基金が、23億6,507万円皆増したことなどによるものである。

(不用額)

一般会計全体の不用額は、115億6,051万円で前年度に比べ14億7,430万円(11.3%)減少している。これは、主に民生費において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業」が皆減したことなどによるものである。

意見

(総括)

歳入の根幹をなす市税収入は前年度と比べ増となっており、収入率も98.4%まで上昇している。

またその他の収入としては、7年度は財産収入において財産売却収入が前年度比12.4%の増となった。使用料及び手数料についても令和8年度からの見直しにより今後の収入増が期待できる。しかしながら、人口減少の影響により納税義務者が減少することで、中長期的には市税収入は減少していくことが見込まれ、普通交付税についても大幅な減少が見込まれる等、歳入総額における一般財源の規模は今後逡減していき、非常に厳しい状況で推移する見通しである。

一方、歳出においては、今後も予定されている大型事業による投資的経費の増加、金利の上昇による利子負担の増加も見込まれている。

このような中、多額の収支不足を補うため、財政調整基金の大幅な取り崩しや市債の発行により予算を編成している状況である。その結果、「長崎市中期財政見通し（令和 7 年 10 月策定）」（以下「中期財政見通し」という。）によると、財政運営のための基金残高（財政調整基金及び減債基金）は、令和 7 年度末見込み 146 億円から令和 8 年度には 83 億円にまで減少し、令和 9 年度には 77 億円まで減少することが想定されている。これは、第五次総合計画に掲げる基金目標額（標準財政規模の 11.25%＝約 116 億円）を大きく下回っている。

本市の人口は、令和 7 年度末と令和 3 年度末を比較すると、15 歳未満は 12.9%の減、全人口は 5.1%の減であり、15 歳未満の人口減少率が大きくなっているため、今後人口減少がさらに加速すると推察される中、行政が将来にわたって持続的で効率的かつ効果的なサービスを提供するためには、予算配分や事業内容の最適化、歳出規模の適正化は必須となってくる。

厳しい財政状況が続くことが想定される中、歳入においては税の収入率の維持、使用料及び手数料の定期的な見直しはもちろんのこと、市有財産の利活用を積極的に図るなど自主財源の確保に努められたい。

歳出においては、歳入の規模や人口に合わせた計画の見直しや、施設については管理運営費などを含めた持続可能な事業計画とするなど検討されたい。

今後の物価上昇、人件費高騰、金利の上昇等踏まえたうえで、事業評価を含めた予算編成のあり方の検討、事業数の見直し、施設の統廃合を含めた適切な維持管理について確実に取り組まれたい。

以下、個別事項についての意見を述べる。

1 令和 7 年度決算について

(1) 適切な予算編成

予算と決算を比較したところ、大幅な財源更正や、多額の流用を行ったものが見受けられた。

不用額について、6 年度の臨時的な要素である「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業」を除いても、6 年度と同程度の不用額がある。

また、不用率が高い部局や事業に偏りが見受けられた。

事業の適切な見直しが行われるよう、予算策定の手法について研究し、適切な予算編成がなされるよう努められたい。

(2) 実質単年度収支

一般会計の実質単年度収支については、6 年度に比べ 18 億 1,000 万円の減となっており、2 年連続の赤字となっている。

普通会計においては、6 年度より 1.7 ポイント減少し、財政調整基金の比率も減少している。一般会計の市債においては、6 年度より 33.2%の増となっている。

市債残高は減少傾向にあるものの、国からの財政措置がある臨時財政対策債を除いた市債残高は 6 年度に比べ上昇していることから、公債管理についても留意されたい。

2 財政状況

(1) 財政調整基金及び減債基金

令和 3 年から 7 年までの財政調整基金については、普通会計ベースで標準財政規模の 10% 以上を確保してきたところではある。

しかしながら、「中期財政見通し」によると、今後は大型の投資事業の開始や物価・人件費高騰などにより歳出の増大が見込まれることから、令和 7 年度の減債基金も含めた基金残高は 146 億円であるが、令和 9 年度には半分程度の 77 億円に落ち込む見通しとされ、「近年にない危機的かつ深刻な財政状況」とされている。

厳しい財政状況が想定されていることから、堅実な予算編成及び費用対効果を考えた予算執行に努められたい。

(2) 公共施設マネジメントについて

「令和 5 年度長崎市財政状況資料集」では、長崎市が保有する施設のうち老朽化が進んでいるものが見受けられた。

物価・人件費高騰による維持管理費が増加していること及び人口減少に伴う需要の変化が起きていることから、公の施設の目的について整理し、公共施設マネジメントを実施していくことが急務である。

あわせて、今後、想定される急速な人口減少など状況の変化に応じた公共施設マネジメントの見直しを行い、その財源の確保にも努められたい。

(3) 今後の財政状況について

長崎市の将来負担比率については、5 年度以降減少し、市債残高についても 4 年度以降減少している。

しかしながら、「中期財政見通し」によると、「複数の大型の投資事業にかかる事業開始が見込まれる」こと、「大型事業に基金を充当する」ことが記載されており、これにより将来負担比率の算定に用いる充当可能基金が減少すること、保有する施設の老朽化により施設の更新費用が見込まれることにより、再び将来負担比率が上昇すると思われる。

かつてない急速な人口減少の局面を迎え、物価上昇・人件費高騰、金利の上昇が起きていることから、事業費や公債費への影響を考え、歳出の削減と併せてさらなる歳入の確保についても研究されたい。

また、客観的な指標を用いた財政計画や予算編成の在り方も検討されたい。

3 決算の見える化について

総務省とデジタル庁の連携により、地方財政のダッシュボードが作成され、決算の見える化が図られるなど、データを活用した行政運営への転換が求められている。

「第2期長崎市行政経営プラン」においても、「市内のEBPM（証拠に基づく政策立案）を推進するため、BIツールや人流分析ツールを導入するとともに、その他データ利活用にも有効なICT環境の整備を図る。」とされている。

決算の結果をより分かりやすくすることで、市民への説明責任を果たし、併せて次年度以降の予算編成にも利用するよう努められたい。

4 長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程第13条の規定による有機的な連携による視点について

(1) 財務監査等

収入事務において、適切な時期に調定を行っていない、収入の根拠を確認していないなど、基本的な事務が正しく行われていない事例が複数見受けられた。

日々の事務を正しく行うことが、決算の誤り等を未然に防ぐことにつながるため、調定を行い、債権を管理するという基本的な事務について、それぞれの意味を理解した上で処理を行われたい。

支出事務については、長崎市から補助金が交付される団体において多額の繰越金が見受けられた。

また支出の年度を誤っているものも見受けられた。

支出が本来の目的を果たしているか、支出の年度に誤りがないか、積算・査定・成果の確認を行い、適正な支出とされたい。

適切な事務処理及び予算編成に努められたい。

(2) 工事監査

発注者が設定する予定価格の基となる工事費の積算は、適切に作成された設計図書や仕様書に基づき行うものである。

しかしながら、数量の未計上、適用する積算基準の誤り、積算単価の誤謬などにより適正な価格から誤った予定価格が算出された事案が見受けられた。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定に基づき、公共工事の発注者の責務として、的確に設計、積算を行い、予定価格を適正に定めるよう努められたい。

また、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック体制が不十分であった事例があっており、ベテラン職員の退職とともに、設計思想及び個人の経験などに基づく知識が失われていることと考えられる。そのため、職員の意識向上及びスキルアップ並びに組織の体制づくりに努められたい。

(3) 例月出納検査

歳計現金に不足が生じた場合の、一時借入金借越し限度額 200 億円のうち、見合い預金として諸基金 150 億円を預託しているところであるが、「中期財政見通し」によると、そのうち財政調整基金及び減債基金の基金現金が今後数年は減少傾向になるとされている。また、繰替え運用している土地開発基金についても、ここ数年現金残高が減少しており、一時的な歳計現金の不足を補てんするための財源が減少傾向にあると言える。

さらに「中期財政見通し」によると、今後複数の大型投資事業が見込まれるとのことであり、歳計現金に不足が生じる事態が懸念される。

計画的な資金管理を行われたい。

令和7年度長崎市基金運用審査意見書

第1 審査の対象

令和7年度長崎市土地開発基金運用状況

第2 審査の期間

令和8年7月31日から同年8月27日まで

第3 審査の方法

地方自治法第241条第5項の規定により送付を受けた基金運用状況報告書の計数が正確であるかを関係帳票等と照合し、計数の検証を行ったほか、運用状況を審査した。

第4 審査の結果

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程に基づき審査を行った。

その結果、土地開発基金は、適正な運用がなされており、計数は関係帳票等と符合し正確であると認めた。

審査の概要は、次に述べるとおりである。

1 土地開発基金

土地開発基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		6 年度末現在高	7 年度中増減高		7 年度末現在高
			増 加	減 少	
基 金 額		5,896,092 (5,899,397)	1,622,052 (914,722)	1,618,747 (904,481)	5,899,397 (5,909,638)
運 用 状 況	現 金	412,352 (992,978)	1,101,538 (549,231)	520,913 (365,491)	992,978 (1,176,718)
	債権(貸付金)	5,483,740 (4,906,419)	520,514 (365,491)	1,097,835 (538,990)	4,906,419 (4,732,920)

注 定額の資金を運用するための基金については、地方自治法第 235 条の 5(出納の閉鎖)の規定の適用はないとされており、表中の年度末現在高の数値は、3 月 31 日現在の数値である。なお、()書は土地取得特別会計の出納整理期間の収支を加味した 5 月 31 日現在の数値である。

当基金は、長崎市土地開発基金条例に基づいて、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として昭和 43 年度に設置されている。

また、必要があるときは追加積立ができることとなっており、土地取得特別会計に貸し付けて運用されている。

土地取得特別会計に貸し付けた残額は、一般会計に貸し付けて運用されており、その利子は土地取得特別会計から基金へ積み立てられている。

当年度中の基金の運用状況は、5 億 2,051 万 4 千円を貸し付ける一方で、10 億 9,783 万 5 千円が償還されている。

また、当年度末現在の基金額は 58 億 9,939 万 7 千円となっている。このうち一般会計からの積立金が 41 億 9,729 万 7 千円で、基金運用益の積立金が 17 億 210 万円である。